

不法滞在を許さない社会に

外国人の不法滞在・不法就労防止
にご協力ください



ご存知ですか？

正規に入国し滞在している外国人であっても、**在留資格に注意**が必要です。

この在留資格の条件に違反して、外国人を雇用し稼働させた場合、**雇用主が「不法就労助長罪」**に問われることとなります。

外国人を雇用する際には、本人名義の

「パスポート」

「在留カード」

を確認してください。



<パスポート>



※ H30.2.21～運用開始

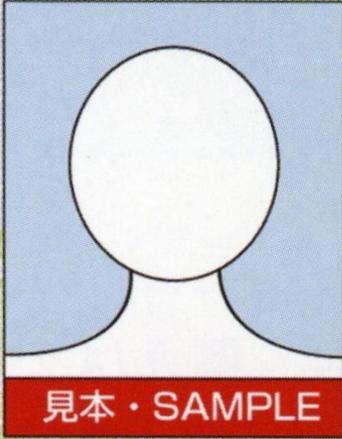
①許可年月日 ②在留資格 ③在留期間 ④上陸空港
②が「短期滞在」「留学」「家族滞在」の場合、
就労が認められていません。

不法残留外国人の約6割が「短期滞在」です。

(法務省統計)

<在留カード>

(カード表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME		
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F. 国籍・地域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION		
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS		
在留資格 留学 STATUS College Student	就労制限の有無 就労不可	 見本・SAMPLE
在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M Y M D		
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) MOJ		
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日		
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		法務大臣 法務大臣之印

在留資格（就労制限の有無）・在留期間（満了日）
を確認してください。

※ 裏面の記載事項も確認してください。

ルールを守って明るい社会をつくりましょう



みなさまの情報提供をお待ちしています